

日本神経内分泌学会 名誉会員および功労評議員の権利に関する規則

(名誉会員、功労評議員の権利)

第1条

本会の定款第7条および第8条に定める名誉会員、功労評議員の権利を下表の通りとする。

	名誉会員	功労評議員
年会費	免除	免除
学術集会参加費	免除	要
評議員会	オブザーバーとして出席	オブザーバーとして出席
総会	オブザーバーとして出席	オブザーバーとして出席
新評議員推薦	可	可
学術集会発表	可	可

以上

(平成27年9月18日策定)